## 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則 (昭和三十一年教育委員会規則第九号)

| 改正案                            | 現行                                    |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| <b>第七条</b> 条例                  | <b>第七条</b> 条例第四条、第五条、第六条、第八条第二項第二号、第十 |
| 条、第十条の四、第十条の五、第十条の六及び第十条の七     | 条、第十条の四、第十条の五、第十条の六、第十条の七及び第十         |
| の規定による手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、     | 条の八の規定による手当は、その月分を翌月の給料の支給日に、         |
| 条例 第八条第二項第一号の規定による手当は、その月      | 条例第七条及び第八条第二項第一号の規定による手当は、その月         |
| の給料の支給日にそれぞれ支給する。 ただし、特別の事由がある | の給料の支給日にそれぞれ支給する。 ただし、特別の事由がある        |
| ときは、この限りでない。                   | ときは、この限りでない。                          |
| 2 · 3 略                        | 2 · 3 略                               |
|                                |                                       |

(参 考)改正前「公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例」関連条文

第四条 に勤務し、勤務時間が午後七時三十分以降に及ぶ学校職員に支給する。 夜間定時制高等学校勤務手当は、夜間制の定時制課程を置く県立又は市町村の高等学校

| 2 前項の手当の額は、勤務一回につき二百三十円とする。

(冷凍室内作業手当)

第十条の八 冷凍室内作業手当は、練習船加能丸の冷凍室又は魚倉内において漁獲物の冷凍作業

又は水揚げ作業に従事する学校職員に支給する。

2 める額とする。 前項の手当の額は、 勤務一日につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定

六百五十円

一 勤務時間が三時間以上である場合

一 勤務時間が一時間以上三時間未満である場合 二百三十円